2月分 No.4

件 名	地域猫の治療について
受付日	平成31年2月18日
ご意見・ご提案の 概要	地域猫は、特定の自治会や団体が管理している猫であり、県民の税金を使って治療するのは不適切ではないか。
県の考え方	地域猫は特定の飼い主がいない猫とされており、道路、 公園、広場その他の公共の場所において病気やけがをした 猫について県民等から通報があった場合は、動物愛護の観 点から、保健所に収容のうえ治療等を行うこととしている ものですので、御理解いただきますようお願いします。 また、けがや病気の地域猫が、民家の敷地に迷いこむこ ともあるため、保健所に相談いただきたいと考えます。
担当課	健康福祉部 生活衛生課